事態の発生の回避及び環境上の緊急事態が発生した場合において南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響の削減を図る上で適切かつ効果的であると認められるものであること。

二　南極地域活動において使用する船舶、航空機、車両又は基地等の施設等の運用又は維持に関する手続の内容が、環境上の緊急事態の発生の回避及び環境上の緊急事態が発生した場合において南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響の削減を図る上で適切かつ効果的であると認められるものであること。

三　第一号の規定に適合する構造又は設備の利用及び前号の規定に適合する運用又は維持に関する手続を適切かつ確実に実施するための訓練が実施され、又は確実に実施される見込みがあること。

（学識経験のある者等からの意見聴取）

第十三条　（略）

2　環境大臣は、法第二十条の八第一項の規定によりとられるべきであった対応措置としての措置に要すると見込まれる費用を定めるに当たって必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の関係者の意見を聴くことができる。

第十四条～第十六条　（略）

（公告する事項）

第十七条　法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　様式第一の二の申請書及び法第六条第四項に規定する図書の縦覧の場所

三・四　（略）

（承継の届出等）

第十八条　（略）

2　法第十条第一項の規定により申請者の地位を引き継いだ者は、その引継ぎにより様式第一の二の申請書及び第一の三の緊急時計画に記載された事項について変更が生じたときは、前項の届出書に変更後の様式第一の二の申請書及び第一の三の緊急時計画を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

3　（略）

4　法第十条第三項の規定により申請者の地位を承継した者は、当該承継により様式第一の二の申請書及び第一の三の緊急時計画に記載された事項について変更が生じたときは、前項の届出書に変更後の様式第一の二の申請書及び第一の三の緊急時計画を添えて、環境大臣に提出しなければならない。

5　第一項及び第二項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前二項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び第三項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の二の申請書」と、前三項中「申請者」とあるのは「確認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

第十九条　（略）

第三章　南極地域における行為の制限

第二十条～第三十一条　（略）

第四章　環境上の緊急事態等への対応に係る措置

（通報の方法）

第三十二条　法第二十条の三第一項の規定による通報は、電子メール、電信、電話その他のなるべく早く到達するような手段により行わなければならない。

（公示の方法）

第三十三条　法第二十条の四第一項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第五章　雑則

第三十四条　（略）

（学識経験のある者からの意見聴取）

第十三条　（略）

（新設）

第十四条～第十六条　（略）

（公告する事項）

第十七条　法第九条第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　様式第一の二の申請書及び法第六条第三項に規定する図書の縦覧の場所

三・四　（略）

（承継の届出）

第十八条　（略）

（新設）

2　（略）

（新設）

3　第一項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者となろうとする者について、前項の規定は確認を受けた南極地域活動に係る主宰者の地位を相続、合併又は分割（申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰する業務を承継させるものに限る。）により承継しようとする者について準用する。この場合において、第一項及び前項中「届出は」とあるのは「承認の申請は」と、「第二の一の届出書」とあるのは「第二の二の申請書」と、前項中「申請者」とあるのは「確認を受けた南極地域活動に係る主宰者」と読み替えるものとする。

第十九条　（略）

第三章　南極地域における行為の制限

第二十条～第三十一条　（略）

第四章　削除

第三十二条　削除

（新設）

第五章　雑則

第三十三条　（略）